

旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）

講習修了確認期限（生年月日）が下記の方。

※更新講習修了確認期限が、2020年3月31日の方（10期2年目）

1964(昭和39)年4月2日～1965(昭和40)年4月1日生

1974(昭和49)年4月2日～1975(昭和50)年4月1日生

1984(昭和59)年4月2日～

※更新講習修了確認期限が、2021年3月31日の方（1期1年目）

1955(昭和30)年4月2日～1956(昭和31)年4月1日生

1965(昭和40)年4月2日～1966(昭和41)年4月1日生

1975(昭和50)年4月2日～1975(昭和51)年4月1日生

・旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）をお持ちの方は、平成21年4月以降に免許状が新たに授与されても、「旧免許状所持者」の扱いになり、新たに授与された免許状についても有効期間の付されない旧免許状となりますのでご注意ください。

・修了確認期限を延期している場合、免許状更新講習の受講期間は延期後の修了確認期限から起算する必要があり、受講期間外に講習を受講した場合、免許状更新のための講習として認められなくなりますのでご注意ください。